

退職金規程

特定非営利活動法人ジャパンマック

(適用範囲)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ジャパンマック職員（以下「職員」という）に適用する。

2 この規程で職員とは正職員及び契約職員をいう。

(支給事由)

第2条 職員が1年以上勤続し、次の各号の一に該当するときはこの規程により退職金を支給する。

- (1) 退職するとき
- (2) 定年退職のとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 代表理事に就任したとき

2 前項の退職金の支給は、当法人が各職員について東京商工会議所が行う特定退職金共済（以下「特退共」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

3 職員がこの法人の代表理事となったときは、それ以降、退職給与積立預金月額を特定預金に積み立てたうえ、その合計額を前項の第1号から第3号に該当するときに退職金として支払う。その退職給与積立預金月額は、個々の職員ごとに理事会で定める。

4 前項の場合、第5条、第7条及び第8条の規定を準用する。

(適用時期)

第3条 新たに雇い入れた職員については、試用期間を経過し、本採用となった月に特退共と退職金共済契約を締結する。

2 パートタイマーから転換となった職員は転換となった月に特退共と退職金共済契約を締結する。

(共済掛金)

第4条 退職金共済契約の掛金月額は、正規職員にあっては給与月額（基本給及び役職手当の合計額）の100分の10を、契約職員にあっては同じく100分の4を算定の基礎とし、特退共が設定する掛金月額の中でその算定基礎額に最も近い金額をもって決定する。算定基礎額が二つの掛金月額のちょうど中間にある場合は高い方の掛金月額をもって決定する。

(停止事由)

第5条 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、特退共の掛金納付を停止することがある。

(退職金の額)

第6条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ特定退職金共済制度規約に定められた額とする。

(退職金慰労金)

第7条 在職中、特に功労顕著であったと当法人が認めた場合は、理事会の議を経て、退職金のほかに退職慰労金を支給することがある。

(退職金の減額)

第8条 職員の退職事由が特定退職金共済制度規約に定める退職給付金の減額事由に該当する場合には、特退共に退職金の減額を申し出ることがある。

(退職金の支給時期等)

第9条 退職金は、職員（職員が死亡したときはその遺族）に交付する退職通知書兼給付金請求書により、特退共から支給を受けるものとする。

2 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職通知書兼給付金請求書を本人又はその遺族に交付する。

(積立金運用先)

第10条 積立金は特定退職金共済の制度で運用し、特退共による制度変更に応じて、支給内容が変更となることがある。

(改廃)

第11条 この規程は、関係諸法規の改正および社会事情の変化などにより必要がある場合には、職員代表と協議のうえ改廃することができる。

(実施時期)

第12条 この規定は、平成14年2月1日より実施する。

(中小企業退職金共済からの移行)

第13条 改定前の本規程に基づき独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結して納付した退職金共済納付金は、特退共の納付金として引き継ぐものとする。

附則

(改定)

平成26年1月1日改定

平成29年12月1日改定

平成31年4月1日改定

令和3年1月19日改定

令和3年1月19日より新規に採用した契約職員にこの規程を適用する。

適用日に在職中の契約職員は、試用期間にある場合はその期間を経過して本採用となった月に、すでに試用期間を経過している場合は速やかに機構・中退共と退職金共済契約を締結する。

令和4年4月1日改定

機構・中退共納付掛金決定の基礎額の算定に役職手当を含むこととし、また代表理事となった職員の退職金についての規定を設けた。

令和8年8月1日改定

退職金共済納付金の納付及び退職金給与について、中小企業退職金共済から特退共に移行して行う規定を設けた。